

## 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員については、報酬、賞与、退職手当、通勤手当及び旅費を支給する。
- (2) 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬及び旅費を支給するものとし賞与、通勤手当及び退職手当は支給しない。

(常勤の役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の役員（週3日以上出勤する者）に対する報酬等の額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 別表2に定める額
- (3) 退職手当 別表3に定める額
- (4) 通勤手当 法人職員の例により算定した額
- (5) 宿日直手当 法人職員の例により算定した額
- (6) 旅費 法人職員の例により算定した額

(非常勤の役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 報酬 別表4に定める額
- (2) 旅費 法人職員の例により算定した額  
ただし、大阪府内での移動に係る旅費については支給しない。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員の報酬等は、支給しない。

ただし、その者の当該年度における職員としての年齢給、年齢給調整額、職能給、職能給調整額、職務手当及び賞与（加算を含む）の支給額合計が、この規程により計算したその者の当該年度における役員としての任期中の報酬及び賞与相当額を下回ったときは、その差額を役員報酬としてその額が確定した時期以後直近の給与または役員報酬の支給日に支給するものとする。

(役員等の報酬等の総額)

第6条 役員に対して支給する報酬等の総額は、次の各号に掲げる範囲内とする。

(1) 理事 年間 45,090,000円

(2) 監事 年間 640,000円

(報酬等の支給方法等)

第7条 役員等に対する報酬等の支給方法は、法人職員の例による。

2 非常勤の役員等に対する報酬等は、会議等に出席又は出勤した都度、支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程を役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 役員等の報酬等に関する規程（昭和53年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月10日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月30日から施行する。

別表1 (常勤の役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 830,000円
業務執行理事	月額 750,000円
理事	月額 500,000円

別表2 (常勤の役員等の賞与)

支給月	賞与の額 (上限)
6月	報酬の月額×1.3

1 2 月	報酬の月額×1.7
-------	-----------

法人の経営状況その他を勘案し、理事会の決議により賞与の額を減額することができるものとする。

別表3 (常勤の役員の退職手当)

その者の就任期間中における報酬の平均月額に就任期間の年数を乗じて得た額とする。

※就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月までの月数とする。就任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

※報酬の平均月額は、就任期間中の報酬月額を合計した額を当該期間中の月数で除した額とし、就任、退任その他の理由により途中で報酬の月額に変更があった場合は、当該月数及びその月の報酬月額は平均月額の算定基礎から除くものとする。なお、報酬の平均月額に1円未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

別表4 (非常勤の役員等の報酬)

	報酬の額
理事会等会議及びその事前説明への出席	日額 20,000円
上記の他、法人の業務のための出勤	日額 20,000円